

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年6月9日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（受）第 2000434 号

厚生局事案番号：関東信越（国）第 2100011 号

第1 結論

昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和 36 年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 62 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 62 年 12 月に婚姻手続の際、A 市役所（当時）で国民年金の加入について、夫と共に説明を受け、加入手続を行った。手続した時、これまで加入していなかった期間の国民年金保険料 2 年分が納付できると説明を受けた。

その後、夫が郵送された納付書で請求期間を含む 2 年分の保険料を、分割で銀行、郵便局で納付しているにもかかわらず、ねんきん定期便が届き記録を確認したところ、請求期間が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、請求者が初めて被保険者資格を取得した日（昭和 56 年 * 月 * 日）の資格処理日が「昭 62. 12. 21」と記録されていることから、昭和 62 年 12 月頃に払い出されたと推認でき、請求者が婚姻届を提出した頃に国民年金の加入手続を行ったと主張する時期と符合する。

また、請求期間は 6 か月と短期間である上、上記払出時点において、昭和 56 年 * 月から昭和 60 年 9 月までの期間の国民年金保険料については時効で納付することはできないが、同年 10 月以降の保険料は納付することができたところ、オンライン記録により、請求者は請求期間の前後の期間である同年 10 月から昭和 62 年 3 月までの期間並びに同年 10 月及び同年 11 月の保険料を過年度納付していることが推認できることから、請求者は当該払出時点以降、納付可能な保険料を時効が経過する前までに過年度納付していたと考えられ、請求者が 2 年分の保険料を分割で納付したと主張する納付方法と符合することから、請求者は請求期間の保険料について、保険料の時効が経過する前に納付可能な請求期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付し

ていたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000380 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2100017 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)、C県D事務所、E県立F学校(現在は、E県立G学校)、H社、I社(現在は、J社)、K社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和 60 年 12 月 3 日から昭和 61 年 1 月頃まで
② 昭和 61 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 61 年 10 月 1 日から昭和 62 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 62 年 6 月 1 日から同年 7 月 22 日まで
⑤ 平成元年 2 月から同年 5 月まで
⑥ 平成 2 年 4 月から同年 7 月まで
⑦ 平成 3 年 9 月から同年 10 月まで

請求期間①はA社、請求期間②はL中学校、請求期間③はM中学校(現在は、N中学校)、請求期間④はE県立F学校、請求期間⑤はH社O支店、請求期間⑥はI社P支店、請求期間⑦はK社にそれぞれ勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、B社から提出された請求者の履歴書及び同僚の回答により、期間は特定できないものの、請求者がA社に勤務していたことはうかがえる。
しかしながら、B社は、請求期間①当時の労働者名簿、賃金台帳等の資料はなく、請求者の具体的な勤務期間及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。
また、請求者がA社で厚生年金保険に加入したと主張する時期と同じ頃に同社で厚生年金保険に加入し、請求期間①も厚生年金保険に加入している者 8 名及び同社が当時の総務担当者として名前を挙げた 1 名を含む合計 9 名に照会し、5 名から回答を得られたところ、この中には、請求者について記憶があると回答した者はいるものの、請求者の具体的な勤務期間及び厚生年金保険料の控除についての回答を得ることはできなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、請求期間①に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した者を確認したが、請求者の氏名はなく、健康保険の番号に欠番はないことから請求者の同社における被保険者記録が欠落した形跡もない。

- 2 請求期間②及び③について、請求者から提出された在職証明書及び辞令により、請求者が、請求期間②はL中学校、請求期間③はM中学校に臨時採用の常勤講師として勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録により、L中学校及びM中学校において厚生年金保険に加入する場合、適用事業所となるC県D事務所（以下「D事務所」という。）については、昭和64年1月1日より前に厚生年金保険に加入した者は4名のみであり、同年1月1日に厚生年金保険に加入した者は90名であることが確認できるところ、D事務所は、臨時採用の常勤講師が厚生年金保険に加入するようになったのは、同年1月1日からなので、請求者は、請求期間②及び③において厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

また、D事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、請求期間②及び③に同事務所で厚生年金保険被保険者資格を取得した者を確認したが、請求者の氏名はなく、健康保険の番号及び被保険者整理番号に欠番はないことから請求者の同事務所における被保険者記録が欠落した形跡もない。

なお、請求期間②及び③においてD事務所で厚生年金保険に加入していた者2名に照会したが回答を得られず、当該2名の雇用形態について確認することができない。

- 3 請求期間④について、E県立G学校から提出された職員異動整理簿並びに請求者から提出された在職証明書及び人事発令通知書により、請求者が、請求期間④において、E県立F学校に講師として勤務していたことは認められる。

しかしながら、E県立G学校は、請求期間④当時の賃金台帳、源泉徴収簿等の資料はなく、請求者の請求期間④に係る厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、オンライン記録によると、E県立F学校が厚生年金保険の適用事業所になった日（以下「新適日」という。）は、請求者が当該学校において任用期間満了した後の昭和63年4月5日であり、請求期間④当時は適用事業所になっていないことが確認できる。

さらに、E県立F学校で、新適日と同日に厚生年金保険に加入した者6名に照会し、3名から回答を得られたところ、このうち2名は、新適日の前から同学校に勤務していたとしているが、新適日の前の期間における給与明細書等の資料を保管している者はおらず、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 4 請求期間⑤について、H社は、請求期間⑤当時の入社伺いの資料及び厚生年金保険被保険者資格取得届の控えを確認したが、請求者の氏名はなく、請求者の入社記録はない旨回答している。

また、請求者がH社で厚生年金保険に加入したと主張する時期と同じ頃に同社で厚生年金保

険に加入し、請求期間⑤も厚生年金保険に加入している者7名に照会し、4名から回答を得られたところ、この中には、自身は同社O支店に勤務していたとする者がいたが、請求者について覚えていない旨回答している。

さらに、企業年金連合会は、請求者について、H社が加入していたQ厚生年金基金に係る加入記録はないと陳述している。

加えて、オンライン記録により、H社で請求期間⑤において厚生年金保険被保険者資格を取得した者を確認したが、請求者の氏名はなく、被保険者整理番号に欠番はないことから請求者の同社における被保険者記録が欠落した形跡もない。

5 請求期間⑥について、I社の後継事業所であるJ社は、請求期間⑥当時の労働者名簿、賃金台帳等の資料はなく、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、請求者がI社で厚生年金保険に加入したと主張する時期と同じ頃に同社で厚生年金保険に加入し請求期間⑥も厚生年金保険に加入している者、当時の総務担当者など合計16名に照会し、9名から回答を得られたところ、この中には、自身は同社P支店に勤務していたとする者がいたが、請求者について覚えていない旨回答している。

さらに、企業年金連合会は、請求者について、I社が加入していたQ厚生年金基金に係る加入記録はないと陳述している。

加えて、オンライン記録により、I社で請求期間⑥において厚生年金保険被保険者資格を取得した者を確認したが、請求者の氏名はなく、被保険者整理番号に欠番はないことから請求者の同社における被保険者記録が欠落した形跡もない。

6 請求期間⑦について、K社は、請求期間⑦当時の社員台帳、入退社記録等を確認したが、請求者の記録はなく、請求者が在籍していたか不明である旨回答している。

また、請求者がK社で厚生年金保険に加入したと主張する時期と同じ頃に同社で厚生年金保険に加入し、請求期間⑦も厚生年金保険に加入している者9名に照会し、7名から回答を得られたが、請求者の具体的な勤務実態について回答を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録により、K社で請求期間⑦において厚生年金保険被保険者資格を取得した者を確認したが、請求者の氏名はなく、被保険者整理番号に欠番はないことから請求者の同社における被保険者記録が欠落した形跡もない。

7 請求期間について、それぞれの事業所における請求者に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。